

**新居浜市・別子山村合併協議会
第2回会議**

参 考 資 料

**平成14年5月13日(月) 10時から12時
新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室**

新居浜市・別子山村合併協議会

参 考 資 料 目 次

資料 1	市町村の合併の手續について -----	1
資料 2	合併協議会における協議事項について -----	3
	1 合併協定項目について -----	4
	2 市町村建設計画について -----	10
資料 3	新設合併と編入合併の比較 -----	12
資料 4	市町村の合併の特例に関する法律 -----	13

別冊資料

参考資料 2 - 1	協議第 2 号関係（財産及び公の施設） 別子山村が設置する公の施設一覧
参考資料 2 - 2	協議第 2 号関係（財産及び公の財産） 土地及び建物の調整方針
参考資料 2 - 3	協議第 2 号関係（財産及び公の財産） その他の出資金等の調整方針
参考資料 2 - 4	協議第 2 号関係（財産及び公の財産） 基金の調整方針
参考資料 3	協議第 3 号及び 4 号関係（一般職の職員及び特別職の職員）
参考資料 6 - 1	協議第 6 号関係（組織及び機構） 新居浜市行政組織一覧表
参考資料 6 - 2	協議第 6 号関係（組織及び機構） 別子山村行政組織一覧表
参考資料 6 - 3	協議第 6 号関係（組織及び機構） 別子山村が設置している附属機関等の調整方針
参考資料 7	協議第 7 号関係（一部事務組合等） 一部事務組合等の調整方針

市町村の合併の手続について

市町村の合併の一般的な手続は、おおむね次のようになっています。

合併協議会の設置 (合併特例法第 3 条第 1 項)

合併しようとする市町村は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項の規定により、合併協議会を設置し、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行います。

関係市町村による申請 (地方自治法第 7 条第 1 項、第 5 項)

合併しようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て、知事に申請を行います。

知事による決定 (地方自治法第 7 条第 1 項、第 2 項)

知事は、関係市町村による申請に基づき、県議会の議決を経て、市町村の合併を定めま
す。

市が関係する合併の場合や、合併により市が新たに置かれることになるときは、あらかじめ
総務大臣に協議し、その同意を得る必要があります。

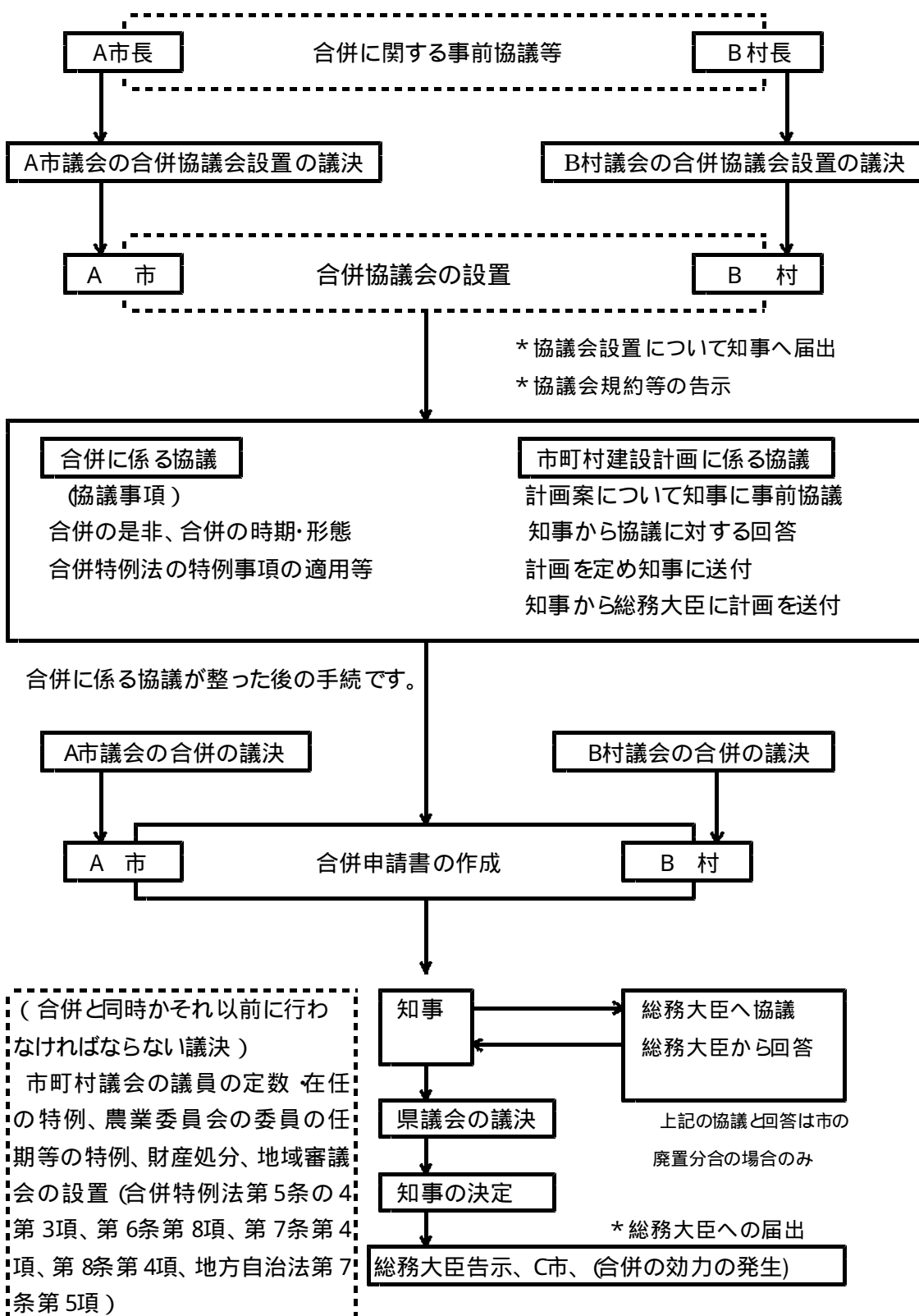
総務大臣への届出及び告示等 (地方自治法第 7 条第 1 項、第 6 項、第 7 項)

知事は、市町村合併を定めたときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出ます。

総務大臣は、この届出を受理したときは、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関
係行政機関の長に通知します。

なお、市町村の合併の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生じます。

市町村合併の手続の概要



合併協議会における協議事項について

合併協議会は、市町村建設計画の作成のほか、合併の方式、合併の期日をはじめ、合併協定書に関する下記の項目等の協議を行う必要があります。

合併協定項目1(基本的協議事項)	合併協定項目2(合併特例法に規定されている特例を適用するか否かを協議しなければならない事項)
1 合併の方式 2 合併の期日 3 新市の名称(新設合併の場合) 4 新市事務所の位置(新設合併の場合) 5 財産及び公の施設の取扱い	6 地域審議会の設置の取扱い 7 議会の議員の定数及び任期の取扱い 8 農業委員会の委員の任期等の取扱い 9 地方税の取扱い 10 一般職の職員の身分の取扱い
合併協定項目3(その他必要な協議事項)	
11 特別職の職員の身分の取扱い 12 条例、規則等の取扱い 13 組織及び機構の取扱い 14 一部事務組合等の取扱い 15 使用料、手数料等の取扱い 16 公共的団体(補助団体を含む)等の取扱い	17 事業費補助金等の取扱い 18 町・字の区域及び名称の取扱い 19 国民健康保険事業の取扱い 20 消防団の取扱い 21 慣行の取扱い(市章、市の花・木・鳥等) 22 各種事務の取扱い 23 その他必要と認められる事項
市町村建設計画	

1 合併協定項目について

(1) 合併の方式

合併の方式は、「新設合併」と「編入合併」の二つの方式があり、どちらの方式によるかを協議します。

「新設合併」は、合併特例法第2条第1項でいう「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置く」ケースで、A町とB町を廃してその区域をもってC市を設置するような場合が該当し、合併前の市町村の法人格の消滅と、新たに置かれる市町村の法人格の発生が伴います。

「編入合併」は、合併特例法第2条第1項でいう「市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入する」ケースで、D町を廃し、その区域をE市に編入する場合がこれに該当します。編入合併の場合には、編入する市町村の法人格は、合併によって何ら影響を受けず、その区域の全部又は一部が編入される市町村は、多くはその法人格が消滅します。

どちらの方法をとるかにより、合併に係る事務手続も大きく変わってきますので、合併関係市町村の規模や状況、合併に向けての経過等を踏まえつつ、優先して検討される事項です。

(2) 合併の期日

市町村の合併に係る協議を始めてから、総務大臣の告示により最終的に合併の効力が発生することになるまでには、市町村建設計画の作成や、その他市町村の合併に関する様々な協議事項の決定、合併関係市町村の住民の間における合意形成、あるいは合併関係市町村の議会や県議会の議決など、かなりの時間を必要とします。

また、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併関係市町村から合併市町村への事務事業の移行や引継ぎ等に支障のない時期を選ぶという配慮も必要となるため、合併の時期については、ある程度の余裕を持って慎重に選定しなければなりません。

なお、合併期日が平成17年4月1日以降になる場合は合併特例法は適用されません。

【合併の期日について】

昭和40年4月1日から平成13年12月1日までに全国で市町村合併が行われた件数は、153件ですが、そのうち、年度が替わる4月1日に合併を行った件数は、40件です。

4月1日以外の合併では、1月1日、5月1日、11月1日など、「1日」に合併したケースが多いですが、3月3日、3月31日、10月16日など、月の途中に行ったケースもあります。

4月1日に合併するとした場合は、次のことに留意する必要があります。

年度替りの事務量（従来の事務と新市町村の事務）が膨大となること。

合併による法人格消滅に伴う決算については、出納整理期間はなく、即日決算であること。

年度末には、国・県支出金の受入れなどが集中するなど、収入・支出の件数も多く暫定予算の調製の上で細かな注意を要すること。

合併する年度の新規採用者についても、採用試験について協議する必要があること。

一方、例えば3月31日に合併した場合には、1日限りの暫定予算を調製する必要があります。

(3) 新市町村の名称

新設合併の場合には、合併市町村の名称を決める必要があります。

(4) 新事務所（市役所）の位置

新設合併の場合は、条例で新たに事務所の位置を定めます（地方自治法第4条第1項）。

事務所の位置については、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な配慮を払わなければなりません（地方自治法第4条第2項）

(5) 財産及び公の施設の取扱い

市町村の合併が行われた場合において、財産処分を必要とするときは、合併関係市町村が協議してこれを定めます（地方自治法第7条第4項）。

原則的には、合併関係市町村が持っていた財産（土地、建物、債権、債務など）は、すべて合併市町村が引き継ぐこととし、公の施設についても、合併市町村の公の施設として設置することになります。

財産処分に係る協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければなりません（地方自治法第7条第5項）。

なお、市町村の財産には、次のようなものがあります。

公有財産 ・ 不動産、動産、用益物権、無体財産権、有価証券等 物品 債権 基金

(6) 地域審議会（合併特例法第5条の4）

合併関係市町村は、地域審議会を設置するかどうか、設置する場合、これを組織する構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項を協議して定めます。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。

(7) 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱い（合併特例法第6条、第7条）

合併市町村の議会の議員については、定数に関する特例や在任に関する特例が定められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。

(8) 農業委員会の委員の任期等に関する取扱い (合併特例法第 8 条、農業委員会等に関する法律第 3 4 条)

農業委員会の委員についても、任期等に関する特例が認められており、これらの特例措置の取扱いについて協議します。

この協議については、合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示する必要があります。

(9) 地方税の取扱い (合併特例法第 1 0 条)

次のような場合には、不均一の課税をするかどうか、また、不均一課税をする場合には、その税目や実施時期等について協議します。

ア 合併関係市町村の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡がある場合

イ 合併市町村が合併関係市町村から継承した財産の価格又は負債の額について、合併関係市町村の間において著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くこととなると認められる場合

(1 0) 一般職の職員の身分に関する取扱い (合併特例法第 9 条)

市町村の合併により消滅する合併関係市町村に現に在職する一般の職員 (合併関係市町村職員) は、当該市町村の法人格が消滅してしまうため、法律的には失職してしまうこととなります。このような不合理を避けるため、合併特例法においては、合併関係市町村は合併の際、その職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないとされています (法第 9 条)。その際には、次のような協議が必要となります。

ア 新設合併の場合

合併前後において、職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、不均衡を生じないように協議します。

イ 編入合併の場合

編入される市町村の職員について、編入する市町村の職員の任免、給与その他の身分取扱いについて、均衡を図るように協議します。

職員の身分の引継ぎは、合併関係市町村における協議によるとされているため、合併協議会において協議する必要があります。

その協議により、消滅する合併関係市町村の職員が直ちに合併市町村の職員となるものでなく、合併期日において、改めて「身分を保有する措置」として任命行為を行う必要があり、編入した市町村長又は新設合併における合併市町村長の職務執行者などの任命権者が辞令交付を行う必要があります。

(1 1) 特別職の職員の身分の取扱い

合併関係市町村の長、助役、収入役、行政委員会等の委員など特別職の職員の身分については、次のようになります。

ア 新設合併の場合

特別職の職員については、全員失職し、合併市町村において新たに選任（選挙）されません。

イ 編入合併の場合

編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村の特別職の職員は全員失職します。

(1 2) 条例、規則等の取扱い

合併関係市町村の条例、規則等の取扱い及び合併市町村の条例、規則等の取扱いは、次のようになります。

ア 新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その条例、規則等は、失効します。

この場合、合併市町村の長の職務執行者は、必要な事項について合併市町村の条例、規則等が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行されていた条例、規則等を合併市町村の条例、規則等として当該地域において引き続き施行することができます（地方自治法施行令第3条）。

また、必要に応じて、合併市町村の長の職務執行者は、専決処分により新しい条例を制定施行することもできます。

したがって、合併後に、どの条例、規則等を暫定適用するのか、また、どの条例、規則等を新たに制定施行するのか、協議する必要があります。

イ 編入合併の場合

編入される市町村の条例、規則等は失効し、編入する市町村の条例、規則等が適用されることとなります。

ただし、あらかじめ合併協議会の場で地方税の不均一課税の取扱い等について協議していた場合には、編入する市町村の条例、規則等についても、一部改正を行う必要が生じることがあります。

(1 3) 組織及び機構の取扱い

組織及び機構は、次のように取り扱うこととなります。

ア 新設合併の場合

新設合併の場合は、合併関係市町村は消滅するため、その組織、機構も消滅することとなります。

合併市町村の組織、機構については、地方自治法や各種行政組織に関する法令等により、合併市町村の長の職務執行者が設置しますが、合併後の円滑な行政執行のため、あらかじめ協議しておく必要があります。

イ 編入合併の場合

編入される市町村の組織、機構は消滅し、編入する市町村がその事務を引き継ぐこととなるため、円滑に引き継ぐための措置を講じるとともに、機構改革等についても協議する必要があります。

また、支所又は出張所を設ける場合には、条例でその位置、名称及び所管区域を定めなければなりません（地方自治法第155条第2項）、合併関係市町村間であらかじめ協議し、所要の進める必要があります。

【組織及び機構の設置根拠法令等】

組織及び機構	設置根拠法令等
議会の事務局等	地方自治法第138条
市町村長の事務部局	地方自治法第158条第7項に基づく条例
出納員等	地方自治法第171条第1項
選挙管理委員会の書記等	地方自治法第191条第1項
監査委員の事務局等	地方自治法第200条に基づく条例
人事委員会又は公平委員会の事務局等	地方公務員法第12条
教育委員会の事務局等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条及びこれに基づく規則

(14) 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体となっている一部事務組合又は広域連合（地方自治法第284条）については、構成団体に変動が生じるので、その取扱いについて他の構成団体と協議する必要があります。

なお、構成団体が合併関係市町村と同一の場合は、当該事務は合併市町村の事務となります。

(15) 使用料、手数料等の取扱い

合併関係市町村の間で、同一目的の施設の使用料や同一種類の事務の手数料が異なっている場合は、その取扱いについて協議します。

なお、使用料、手数料等については条例等で定められているので、新設合併の場合や編入合併において従来の取扱いを変更するような場合には、合併市町村の発足と同時に新たな条例が施行されるよう、準備を進めておかなければなりません。これらの協議・調整は住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行われる必要があります。

(1 6) 公共的団体 (補助団体を含む) 等の取扱い

合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされていることから (合併特例法第 1 6 条第 8 項)、その取扱いについて協議します。

(1 7) 事業費補助金等の取扱い

合併関係市町村が交付してきた様々な補助金、交付金等について、それぞれの内容を整理し、その必要性を検討するとともに交付先や交付基準等の調整をします。

(1 8) 町・字の区域及び名称の取扱い

市町村の区域内の町・字の区域の設定若しくは廃止又は町・字の区域若しくは名称を変更しようとする場合は、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、知事に届け出ることが必要です。(地方自治法第 2 6 0 条第 1 項)

合併の際に、これを行おうとする場合は、あらかじめ協議しておきます。

なお、町又は字の名称については、合併市町村内において重複がないように配慮する必要があります。

(1 9) 国民健康保険事業の取扱い

市町村が保険者となり運営している国民健康保険について、合併関係市町村の間で保険給付の内容や保険料が異なっている場合は、合併市町村の住民の間で不均衡が生じないようにします。

なお、国民健康保険税の制度を採用している場合は、合併特例法第 1 0 条による不均一課税をとることができ、保険料制度の場合にも、同様の措置をとることが可能です。

(2 0) 消防団の取扱い

合併関係市町村の間で、消防団の組織、団員の身分取扱いなどが異なっている場合は、その円滑な統合に向けた協議を行います。

(2 1) 慣行の取扱い

市町村民憲章、市町村の歌、市町村の花・木・鳥、各種宣言、各種行事などの慣行については、その取扱いを協議し、合併市町村にふさわしいものとしていく必要があります。

(2 2) 各種事務の取扱い

上記の項目のほか、保健衛生、福祉、教育文化、産業振興、電算システム事業の取扱いなど行政のあらゆる分野における事務事業の取扱いについて、合併市町村の間で調整が必要となります。

これらは、住民生活に大きな影響を及ぼすものですから、その取扱いについては、急激な変化を与えることのないように十分に留意するとともに、できるだけ早く合併市町村の一体性を確保していくことができるように必要な調整を行って行かなければなりません。

2 市町村建設計画について

市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

また、市町村建設計画を基礎として、様々な財政措置が講じられることとなっています。

(1) 市町村建設計画の内容（合併特例法第5条）

市町村建設計画の具体的な内容は、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、合併特例法には、計画に盛り込むべき事項が例示されています。

ア 合併市町村の建設の基本方針（合併特例法第5条第1項第1号）

新設合併の場合には、当該合併市町村が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等について、編入合併の場合には、編入される区域について当該区域が合併後において果たす役割及び合併市町村における位置付け等について定めます。

イ 合併市町村又は県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項（合併特例法第5条第1項第2号）

合併市町村の建設方針を実現するための事業について大綱を定めるものであり、平成7年の合併特例法の改正により、合併市町村が実施する事業のみならず、合併市町村を包括する都道府県（関係都道府県）が実施する事業についても市町村建設計画の中に定められることとされ、関係都道府県が実施する事業の位置付けが明確にされました。

合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する一定の事業に要する経費及び一定の基金の積立てに要する経費については財政措置が講じられることから、市町村建設計画の中では、合併市町村の建設の根幹となる個々の事業について明確にしておくことが必要となります。

ウ 公的施設の統合整備に関する事項（合併特例法第5条第1項第3号）

支所、出張所の統廃合、小中学校の統廃合など合併市町村の公共的施設の統合整備について定めます。公共施設は特に住民生活と関わりが深いものですから、統合整備による住民生活への影響にも十分配慮するとともに地域の特性や地域間のバランス、あるいは合併市町村の財政事情等も配慮した上で、検討することが求められます。

エ 合併市町村の財政計画（合併特例法第5条第1項第4号）

合併後概ね5～10年程度の期間について定めます。

(2) 市町村建設計画の対象事業

市町村建設計画に基づいて行う事業には、地方債（合併特例債）を活用することができます（合併特例法第11条の2）。この起債は、合併後10か年度、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に充てられるもので、充当率95%、元利償還金の70%を普通交付税で措置することとされています。

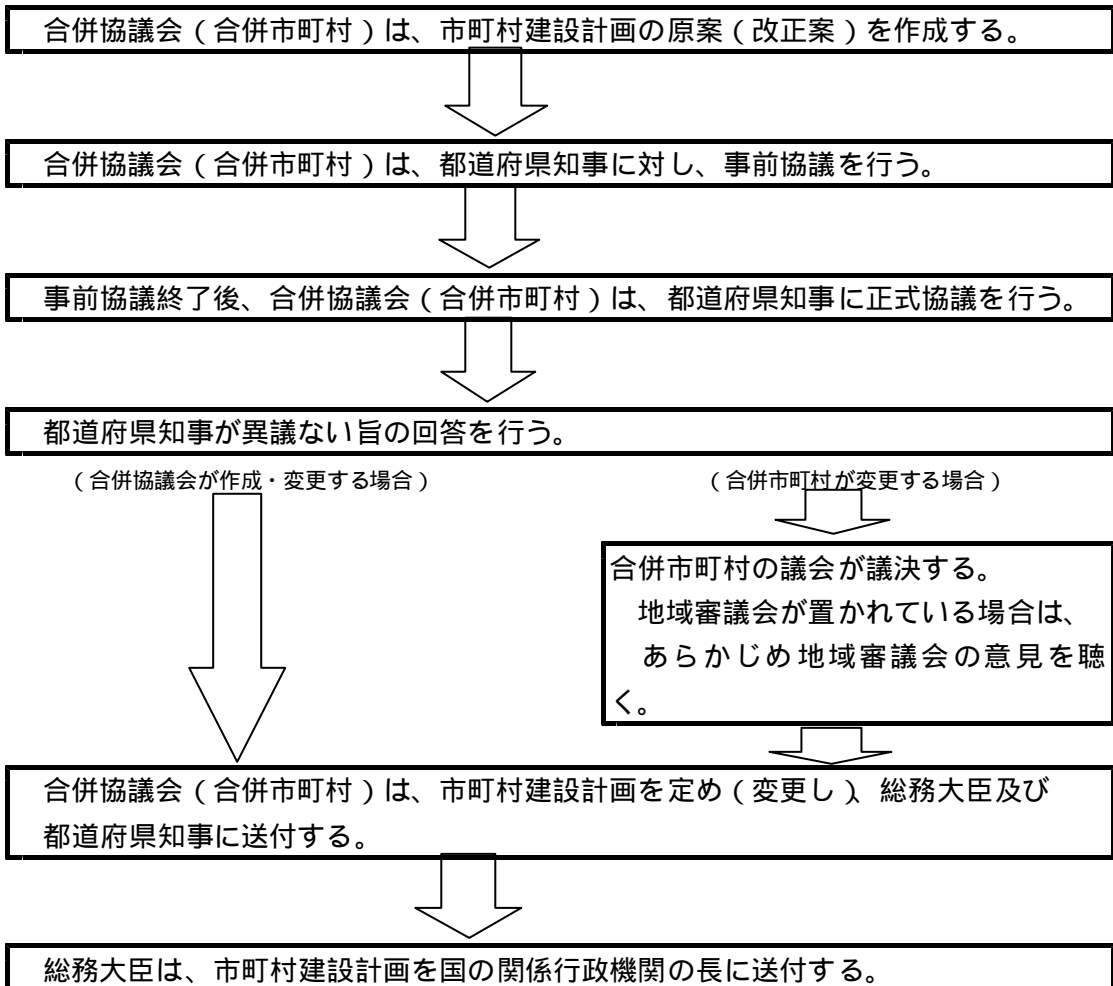
また、過疎地域市町村を含む市町村の合併があった場合には、過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併市町村が過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の要件及び施行規則に定める要件に該当しない場合でも、当該市町村の区域のうち旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなして過疎地域自立促進特別措置法が適用されます。

したがって、合併特例債と合わせて過疎債を活用することにより、合併市町村内のそれぞれの地域の特性に応じたまちづくりを行うことが考えられます。

(3) 市町村建設計画作成の手順（合併特例法第5条第3項～第9項）

市町村建設計画の作成・変更手続は、合併特例法第5条第3項～第9項で規定されています。作成は合併協議会が行いますが、変更は、合併前は合併協議会が、合併後は合併市町村が行うこととされています。

手続の概要は、次のとおりです。



新設合併と編入合併の比較

	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの	市町村の区域の全部又は一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの
法 人 格	新たに法人格が発生する。	編入する市町村の法人格が継続する。
合併市町村の名称	新たに定める。	編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに定めることができる。
事務所の位置	新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長	消滅する合併関係市町村の長は、失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される(消滅する)市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は、失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙においては、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、最長2年間在任する。
	例	次のいずれかによることができる。 編入される合併関係市町村ごとに選挙区を設け、その選挙区ごとに、人口に応じた定数を増加配分し、増員選挙を行う。更に、これに続く一般選挙においてもこの特例定数をとることができる。 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数をとることができる。
農業委員会の委員(合併市町村に1つの委員会を置く場合)	原則	消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は、すべて失職する。
	特例	合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。
特別職の職員	合併関係市町村の職員は、全員失職する。(新たに選任する。)	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される(消滅する)市町村の特別職の職員は全員失職する。
条例・規則	合併関係市町村の条例・規則は、すべて失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)

注1) 合併関係市町村のうち、区域の一部のみがかかわり法人格が消滅しない市町村においては、特別職及び一般職の職員は失職せず、条例・規則も失効しないが、議会の議員及び農業委員会の委員は、被選挙権を失うこととなる場合は、失職する。

2) 農業委員会の委員は、その他に合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。

資料4

平成14年5月13日

市町村の合併の特例に関する法律

(昭和四十年三月二十九日法律第六号)

(趣旨)

第一条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(合併協議会の設置)

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「市町村建設計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。

2 合併協議会の会長は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員若しくは長その他の職員又は学識経験を有する者の中から、これを選任する。

3 合併協議会の委員は、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は長その他の職員をもつて充てる。

4 合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

(合併協議会設置の請求)

第四条 市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村(以下この条において「合併対象市町村」という。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村(以下この条において「合併請求市町村」という。)の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議(以下この条において「合併協議会設置協議」という。)について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合におい

て、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

- 3 合併対象市町村の長は、前項の意見を求められた日から九十日以内に、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かを回答しなければならない。
- 4 合併請求市町村の長は、すべての合併対象市町村の長から前項の規定による回答を受理したときは、直ちに、その結果を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 5 前項のすべての回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであつた場合には、合併請求市町村の長にあつては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあつては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。
- 6 合併対象市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を合併請求市町村の長に速やかに通知しなければならない。
- 7 合併請求市町村の長は、合併請求市町村における第五項の規定による議会の審議の結果及び前項の規定により通知を受けた合併対象市町村における議会の審議の結果を、合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 8 合併請求市町村及びすべての合併対象市町村において、合併協議会設置協議について議会の議決を経た場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設置協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 9 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、合併請求市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者に通知しなければならない。
- 10 合併請求市町村を包括する都道府県と合併対象市町村を包括する都道府県が異なる場合には、合併請求市町村を包括する都道府県の知事は、第二項、第四項及び第七項の規定による報告を受けたときは、その内容を合併対象市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

第四条の二 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条において「同一請求関係市町村」という。)の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

- 2 前項の規定による請求を行う場合には、すべての同一請求関係市町村の同項の代表者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、これらの者が代表者となるべき同項の規定による合併協議会の設置の請求が同一の内容であることについて、同一請求関係市町

村を包括する都道府県の知事の確認を得なければならない。

- 3 第一項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた同一請求関係市町村の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これを通知しなければならない。
- 4 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による通知を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、直ちに、その旨を第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 7 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による議会の審議の結果を、第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 8 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その結果をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。
- 9 前項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、これを第一項の代表者に通知するとともに、公表しなければならない。
- 10 すべての同一請求関係市町村において、第六項に規定する協議について議会の議決を経た場合には、すべての同一請求関係市町村は、当該協議により規約を定め、合併協議会を置くものとする。
- 11 前項の規定により合併協議会が置かれた場合には、同一請求関係市町村の長は、その旨及び当該合併協議会の規約を第一項の代表者に通知しなければならない。
- 12 すべての同一請求関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における措置その他第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13 地方自治法第七十四条第四項の規定は、前条第一項又はこの条第一項の選挙権を有する者及びそれぞれその総数の五十分の一の数について、同法第七十四条第五項から第七項まで、第七十四条の二第一項から第六項まで、第八項及び第十項から第十三項まで並びに第七十四条の三第一項から第三項までの規定は、前条第一項又はこの条第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、同法第七十四条の二第十項中「審査の申立てに対する裁決又は判決」とあるのは「判決」と、「当該都道府県の選挙管理委員会又は当該裁判所」とあるのは「当該裁判所」と、「裁決書又は判決書」とあるのは「判決書」と、同条第十一項中「争訟については、審査の申立てに対する裁決は審査の申立てを受理した日から二十日以内にこれをするものとし、訴訟の判決は」とあるのは「訴訟の判決は、」と、同条第十二項中「第八項及び第九項」とあるのは「第八項」と、「当該決定又は裁決」とあるのは「当該決定」と、「地方裁判所又は高等裁判所」とあるのは「地方裁判所」と、同条第十三項中「第八項及び第九項」とあ

るのは「第八項」と読み替えるものとする。

14 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二編第三章第二節の規定は、前項において準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定するため関係人の出頭及び証言を請求する場合について準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾こう引に関する規定は、この限りではない。

(市町村建設計画の作成及び変更)

第五条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項
- 三 公共的施設の総合整備に関する事項
- 四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があつた場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。

6 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

7 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。

8 第六項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第五条の四第一項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かななければならない。

9 第四項及び第五項の規定は、第六項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。

(市となるべき要件の特例)

第五条の二 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、地方自治法第八条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、四万以上とする。

一 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの(次条の規定に該当するものを除く。)

二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの(当該市町村の合併の日により市とするものに限る。)

第五条の三 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市の区域の全部を含む区域をもつて市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについては、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が同法第八条第一項各号に掲げる要件のいずれかを備えていない場合であっても、同項各号に掲げる要件を備えているものとみなす。

(地域審議会)

第五条の四 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

- 2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。
- 3 前二項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。
- 4 合併市町村は、第二項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

(議会の議員の定数に関する特例)

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第一項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する定数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同項の規定による定数に復帰するものとする。

- 2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口(同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。以下同じ。)を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数(以上「旧定数」という。)に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数(以下「編入合併特例定数」という。)をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。
- 3 前項の場合においては、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数

は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

- 4 第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法第百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第四項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。)の日」とする。
- 5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。
- 6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。
- 7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。
- 8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第七条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - 二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間
- 2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。
 - 3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の

被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第七条の二 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第一百六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法第一百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の五十」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十七
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の四十一
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の四十五

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第八条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては八十を超えず十を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては四十を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第七条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委

員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第三十五条第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第六条第八項の規定は、第一項の協議について準用する。

(職員の身分取扱い)

第九条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(地方税の不均一課税)

第十条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることができる。

(地方交付税の額の算定の特例)

第十一条 国が地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額を算定する場合においては、合併市町村については、同法第十三条に定めるもののほか、市町村の合併に伴い臨時に増加する行政に要する経費の需要を基礎として、総務省令で定めるところにより、同法に定める基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとする。

2 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度については、地方交付税法及びこれに基づく総務省令並びに前項に定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とし、その後五年度については、当該合算額に総務省令で定める率を乗じた額を下らないように算定した額とする。

(地方債の特例等)

第十一条の二 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行つて行く次に掲げる事業又は基金の積立てのうち、当該市町村の合併に伴い特に必要と認められるものに要する経費(次項に

において「特定経費」という。)については、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く十年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - 二 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業
 - 三 合併市町村における地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域であつた区域における地域振興等のために地方自治法第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立て
- 2 特定経費の財源に充てるために起こした地方債(当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。)で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該合併市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。
- 3 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が市町村建設計画を達成するために行う事業又は基金の積立てに要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第十二条 削除

(災害復旧事業費の国庫負担等の特例)

第十三条 国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)、激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例)

第十四条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、公職選挙法第十五条第一項から第三項までの規定にかかわらず、条例の定めるところにより、市町村の合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域(指定都市である合併市町村にあつては、指定都市であつた合併関係市町村以外の合併関係市町村の区域の全部又は一部を含むこととなる当該合併市町村の区域及びその区域の全部又は一部が当該区の区域に含まれることとなる合併関係市町村の区域が従前属していた郡市の区域。次項において同じ。)を合わせて一選挙区を設けることができる。

- 2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けた場合において、当該選挙区において選挙すべき都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第八項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数の合計数とする。
- 3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

第十五条 削除

(国、都道府県等の協力等)

第十六条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。
- 6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

(合併協議会設置の勧告)

第十六条の二 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の二第四項の規定により、関係のある市町村に対し、合併協議会を設けるべきことを勧告しようとするときは、あらかじめ、当該市町村の意見を聴かななければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により勧告したときは、その旨を公表しなければならない。

(特別区に関する特例)

第十七条 この法律中市に関する規定(第十一条及び第十一条の二第二項の規定を除く。)は、特別区に適用する。この場合において、第六条第一項中「地方自治法第九十一条第一項」とあるのは「地方自治法第九十一条第一項及び第二百八十一条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同項の」とあるのは「これらの」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一

条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第七条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

(罰則)

第十八条 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮こ又は百万円以下の罰金に処する。

一 署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加え、又はこれをかどわかしたとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害し、その他偽計詐術等不正の方法をもつて署名の自由を妨害したとき。

三 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

2 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減した者又は署名簿その他の合併協議会の設置の請求に必要な関係書類を抑留し、損ない若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が身体の故障若しくは文盲により請求者の署名簿に署名することができないときでないのに、同条第十三項の規定により準用する地方自治法第七十四条第六項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

4 選挙権を有する者が身体の故障又は文盲により第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

5 第四条第一項又は第四条の二第一項の規定による合併協議会の設置の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第四条の二第十三項の規定により準用する地方自治法第七十四条の三第三項の規定により出頭及び証言の請求を受けた関係人が、正当の理由がないのに、市町村の選挙管理委員会に出頭せず又は証言を拒んだときは、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 第四条の二第十四項において準用する民事訴訟法第二編第三章第二節の規定により宣

誓した関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三月以上五年以下の禁錮に処する。

- 3 前項の罪を犯した者が市町村の選挙管理委員会が署名の効力を決定する前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(失効)

第二条 この法律(附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。)は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

- 2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(市となるべき要件の特例)

第二条の二 第五条の二各号に掲げる処分については、平成十六年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、同条中「第八条第一項第一号」とあるのは「第八条第一項各号」と、「人口に関する要件は、四万以上」とあるのは「要件は、人口三万以上を有すること」とする。

(町村合併促進法等の廃止)

第三条 町村合併促進法(昭和二十八年法律第二百五十八号)、新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)及び市の合併の特例に関する法律(昭和三十七年法律第百十八号)は、廃止する。

(町村合併促進法の廃止に伴う経過措置)

第四条 旧町村合併促進法第二条第二項の合併町村(同法第三十五条第一項の規定により同法の規定が適用される市、同法第三十六条の規定により同法の規定が準用される町村及び同法第三十七条第一項の規定により同法の規定が準用される市を含む。以下「合併町村」という。)及び旧新市町村建設促進法第二十八条第四項(同法第二十九条第七項(同 条第八項において準用する場合を含む。))若しくは第三十条第二項において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受けた市町村(以下「旧町村合併促進法適用新市町村」という。)で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第十一条の六、第十九条若しくは第二十条の規定の適用若しくは準用を受け、又はこれらの規定の例によつているものに係るこれらの規定による一部事務組合等に関する特例、水産業協同組合法の特例又は農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

- 2 旧新市町村建設促進法第二十七条第十二項の規定の適用を受けた市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の規定の準用を受けているものに係る当該規定による農地法の特例に関しては、なお従前の例による。

- 3 合併町村、旧町村合併促進法第三十四条の規定の適用を受けた市町村及び旧町村合併促進法適用新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の二の規定の適用若しくは準用を受け、又はその例によることとなつているもの

に係る当該規定による国の財政援助の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

- 4 昭和三十六年一月一日以後に旧町村合併促進法適用新市町村となつた市町村に係る旧町村合併促進法第二十条の二の規定による国の財政援助の特例に関しては、前項の規定にかかわらず、旧町村合併促進法適用新市町村となつた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対するものに限り、なお従前の例による。

(新市町村建設促進法の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧新市町村建設促進法第二条第一項の新市町村(同法第二十八条第五項(同法第二十九条第七項(同条第八項において準用する場合を含む。))において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。)、第三十条又は第三十条の二の規定により同法の規定が適用される市町村を含む。以下「新市町村」という。)で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十二条又は第二十三条及び附則第六項(同法附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の適用を受けているものに係るこれらの規定による地方税法の特例又は地方交付税法の特例に関しては、昭和四十一年度までの年度に限り、なお従前の例による。

- 2 新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十四条又は第二十五条の規定の適用があることとなつているものに係るこれらの規定(同法第二十五条第三項から第六項(同条第八項において準用する場合を含む。以下同じ。))の規定を除く。)による国有財産特別措置法の特例又は国有林野法の特例に関しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、なお従前の例による。

- 3 新市町村で、この法律の施行の日の前日までに旧新市町村建設促進法第二十五条第一項の規定により国有林野の売払いを受け、若しくは同条第八項の規定の適用を受けたもの又は前項の規定により従前の例により国有林野の売払いを受けたもの及び合併町村又は旧町村合併促進法第三十四条(同法第三十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた市町村で、旧新市町村建設促進法による改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定により国有林野の売払いを受けたものに係る旧新市町村建設促進法第二十五条第三項から第六項まで(同法附則第八項において適用する場合を含む。)の規定による国有林野の経営の承認等に関しては、なお従前の例による。

- 4 昭和三十七年四月一日以後に旧新市町村建設促進法第二十八条第五項の規定の適用を受けた新市町村の昭和四十二年度分以降の地方交付税の算定に関しては、当該市町村が新市町村となつた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法による改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例による。

(市の合併の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 旧市の合併の特例に関する法律の適用又は準用を受けた市町村に係る同法第三条(同法附則第五項において準用する場合を含む。)の規定による特例に関しては、なお従前の例による。

(議会の議員の定数の特例に関する経過措置)

第七条 市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間において、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をは

じめて行なおうとするものが、この法律の施行の日前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日の前日までに他の市町村の区域の全部の編入(当該編入に際し、附則第十一条の規定による改正前の新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)第二十四条、附則第十三条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第十三条若しくは旧市の合併の特例に関する法律附則第五項において準用する同法第三条の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九条第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一条第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。)を行なつた市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数(〇・五人未満の端数があるときはその端数を切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。)の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項(第二号に関する部分に限る。)の協議が成立した場合には適用しない。

3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとに同項の規定により」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七条第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

附 則 (平成十年十二月十八日法律第百四十五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(既に合併の申請がされている場合の経過措置)

2 この法律の施行前に市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部又は一部をもって市町村を設置するものに限る。)について地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定による申請がなされ、かつ、この法律の施行の際当該合併により設置されるべき町又は村(以下「合併町村」という。)が設置されていない場合において、合併町村の人口(同法第二百五十四条に規定する人口をいう。)が四万以上五万未満であり、

かつ、合併町村が同法第八条第一項第二号から第四号までの要件を備えるときは、都道府県知事は、当該合併によりその区域の全部又は一部が合併町村の区域の一部となる市町村の申請に基づき、当該都道府県の議会の議決を経て、当該合併の日において合併町村を市とする旨を定めることができる。この場合において、都道府県知事は、直ちにその旨を定めた旨を自治大臣に届け出なければならない。

- 3 地方自治法第七条第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により合併町村を市とする場合について準用する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第八十七号 抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (前略)第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)(中略)(公布の日)

二・三 (略)

四 (前略)第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条の改正規定及び同法第十七条の改正規定(「第十一条」の下に「及び第十一条の二第二項」を加える部分を除く。))に係る部分に限る。)(中略)平成十五年一月一日

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十七条 第四百七十二条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(以下この条において「新合併特例法」という。)第六条第一項の規定は、平成十五年一月一日以後に新たに設置される合併市町村(新合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下この条において同じ。)の議会の議員の定数について適用し、同日前に新たに設置される合併市町村(次項に規定するものを除く。)の議会の議員の定数については、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

- 2 平成十五年一月一日前に新たに設置される合併市町村であって同日以後に当該合併市町村の設置による議会の議員の一般選挙の期日が告示されるものの議会の議員の定数については、当該一般選挙の告示の日後初めてその期日を告示される一般選挙までの間、なお従前の例による。

3 新合併特例法第六条第一項の規定による平成十五年一月一日以後に新たに設置される合併市町村の議会の議員の定数の決定については、合併関係市町村(新合併特例法第二条第三項に規定する合併関係市町村をいう。)は、同日前においても同項の協議を行い、新たに設置される合併市町村の議会の議員の定数を定め、新合併特例法第六条第八項の告示をすることができる。

- 4 新合併特例法第七条の二の規定は、この法律の公布の日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた新合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併(以下この条において「市町村の合併」という。)については、なお従前の例による。

5 新合併特例法第十一条第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に行われた市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、第四百七十二条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律第十一条第二項の規定は、なおその

効力を有する。この場合において、平成二年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併に係る同項の規定の適用については、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令並びに前項に」とあるのは「地方交付税法及びこれに基づく総務省令で」と、「その後五年度」とあるのは「その後五年度を超え十年度を超えない範囲内において政令で定める年度」と、「自治省令で定める率」とあるのは「総務省令で定める率」とし、平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に行われた市町村の合併に係る同項の規定の適用については、「地方交付税法及びこれに基づく自治省令」とあるのは「地方交付税法及びこれに基づく総務省令」と、「その後五年度」とあるのは「その後五年度を超え十年度を超えない範囲内において政令で定める年度」と、「自治省令で定める率」とあるのは「総務省令で定める率」とする。

6 新合併特例法第十一条の二第一項及び第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に行われた市町村の合併について適用する。この場合において、平成十二年三月三十一日までの間における同条の規定の適用については、同条第一項中「第五条各号」とあるのは、「第五条第一項各号」とする。

附 則 (平成十二年五月十七日法律第六十二号抄)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (平成十二年十二月六日法律第三百三十八号)
この法律は、公布の日から施行する。

参考資料 2 - 1 協議第 2 号関係(財産及び公の施設)

別子山村が設置する公の施設一覧

	名 称		数	設置根拠
1	別子山村立学校	別子小学校	1	条例
2		別子中学校	1	
3	別子山村公民館		1	条例
4	ふるさと館		1	条例
5	別子山村民グランド		1	条例
6	別子山村民プール		1	条例
7	別子山村福祉センター		1	条例
8	別子山村地区集会所	西部集会所	1	条例
9		中部集会所	1	
10		東部集会所	1	
11		大成集会所	1	
12	別子山村保育所		1	条例
13	別子山村火葬場		1	条例
14	別子山村上水道	弟地地区	1	条例
15		保土野地区	1	
16	別子山村特産品販売施設		1	条例
17	別子山村生活改善センター		1	
18	別子山村森林公園 「ゆらぎの森」	地域農産物等活用型 総合交流促進施設	1	条例
19			1	
20		巨大パーゴラ	1	
21		椎茸栽培施設	1	
22		山野草育成施設	1	
23		東屋	5	
24		駐車場	1	
25		自然資源活用型 交流促進施設	1	
26			1	
27	別子山村観光センター	筏津山荘	1	条例
28		筏津養魚場	1	
29		筏津園地	1	
30	別子山村観光センター管理棟		1	条例
31	別子山村筏津キャビン		5	条例
32	別子山村営住宅		10	条例
33	別子山村営活性化推進住宅	肉淵団地	7	条例
34		瓜生野団地	5	
35		草原団地	1	

参考資料 2 - 2 協議第 2号関係(財産及び公の施設)
土地及び建物の調整方針

(平成 12年度末現在 単位 :㎡)

区 分			新居浜市	別子山村	計	調整方針	
行政財産	本庁舎	土地(地籍)	21,713	2,255	23,968	別子山村の土地及び建物については、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。	
		建物	0	33	33		
		延床面積	19,975	541	20,516		
		計	19,975	574	20,549		
	その他の行政機関	消防施設	土地(地籍)	10,545	0		10,545
			建物	27	0		27
			延床面積	8,124	120		8,244
			計	8,151	120		8,271
	その他の行政機関	その他の施設	土地(地籍)	680,143	1,970		682,113
			建物	212	842		1,054
			延床面積	36,895	468		37,363
			計	37,107	1,310		38,417
	公共用財産	学校	土地(地籍)	501,879	6,563		508,442
			建物	4,631	0		4,631
			延床面積	169,519	3,192		172,711
			計	174,150	3,192		177,342
		公営住宅	土地(地籍)	227,325	4,731		232,056
			建物	5,089	1,002		6,091
			延床面積	117,903	471		118,374
			計	122,992	1,473		124,465
公園		土地(地籍)	374,838	147,043	521,881		
		建物	90	136	226		
		延床面積	1,329	516	1,845		
		計	1,419	652	2,071		
その他の施設	土地(地籍)	980,304	4,682	984,986			
	建物	5,240	2,097	7,337			
	延床面積	101,027	4,776	105,803			
	計	106,267	6,873	113,140			
小計	土地(地籍)	2,796,747	167,244	2,963,991			
	建物	15,289	4,110	19,399			
	延床面積	454,772	10,084	464,856			
	計	470,061	14,194	484,255			
普通財産	山林	土地(地籍)	33,009,826	16,541,800	49,551,626		
		建物	240	0	240		
		延床面積	20	0	20		
		計	260	0	260		
	普通財産・その他一般	土地(地籍)	329,490	2,700	332,190		
		建物	2,732	832	3,564		
		延床面積	11,438	1,259	12,697		
		計	14,170	2,091	16,261		
	工業団地臨海工業用地	土地(地籍)	9,374	0	9,374		
		建物	0	0	0		
		延床面積	0	0	0		
		計	0	0	0		
小計	土地(地籍)	33,348,690	16,544,500	49,893,190			
	建物	2,972	832	3,804			
	延床面積	11,458	1,259	12,717			
	計	14,430	2,091	16,521			
合計	土地(地籍)	36,145,437	16,711,744	52,857,181			
	建物	18,261	4,942	23,203			
	延床面積	466,230	11,343	477,573			
	計	484,491	16,285	500,776			

その他の出資金等の調整方針

(単位 :円)

新居浜市		別子山村		調整方針
(出資金等)				
愛媛県海外移住組合出資証券	3,000			現行のまま存続する。
愛媛県漁業信用基金協会出資証券	3,050,000			
愛媛県農業信用基金協会出資証券	510,000			
新居浜市土地開発公社出資金	10,000,000			
社会福祉事業協会設立出資金	1,000,000			
愛媛県信用保証協会出えん金	17,877,000			
愛媛県労働者信用基金協会出えん金	22,400,000			
愛媛県森林基金出えん金	14,067,000			
愛媛県栽培漁業推進基金出えん金	13,277,000			
文化体育振興事業団出えん金	50,000,000			
愛媛テクノポリス財団出えん金	17,913			
東予情報処理技術振興財団出えん金	1,000,000			
愛媛県国際交流協会出えん金	3,789,000			
テクノポリス開発機構出えん金	3,135,000			
(財)東予産業創造センター出えん金	375,905,000			
愛媛県暴力追放推進センター出えん金	11,582,000			
(財)愛媛県廃棄物処理センター出えん金	539,000			
愛媛県農林漁業後継者育成基金出えん金	16,426,000			
港湾建設技術サービスセンター出えん金	1,000,000			
		(有)別子木材センター出資金	34,880,000	
		(有)悠楽技出資金	27,650,000	
		別子山村森林組合出資証券	4,800,000	
計	545,577,913		67,330,000	

(単位 :円)

新居浜市		別子山村		調整方針
(有価証券)				
瀬戸内運輸	1,572,150			現行のまま存続する。
瀬戸内海汽船	16,650			
広島銀行	175,350			
愛媛新聞社	27,500			
日本船舶通信	500,000			
愛媛電算	1,000,000			
新居浜テレビネットワーク	10,000,000			
マイントピア別子	86,000,000	マイントピア別子	1,000,000	別子山村の出資金は新居浜市に引き継ぐものとする。
新居浜テレコムプラザ	27,000,000			現行のまま存続する。
		(株)愛媛地域総合研究所出資金	500,000	別子山村の出資金は新居浜市に引き継ぐものとする。
計	126,291,650		1,500,000	

その他の出資金等の調整方針

(単位 :千円)

新居浜市		別子山村		調整方針
(継続費・平成14年度以降残高)				
住民台帳システム改修費 (H13~ H14)	11,812			現行のまま存続する。
廃棄物中間処理施設整備事業 (H12~ H14)	1,647,478			
渡海船建造事業 (H13~ H14)	131,583			
管渠等建設事業 (中央雨水幹線) (H13~ H14)	230,000			
単独下水道事業費 (H14~ H15)	40,000			
計	2,060,873		0	

(単位 :千円)

新居浜市		別子山村		調整方針
(債務負担 平成14年度以降支出予定)				
土地改良総合整備事業 (S62)	16,414			現行のまま存続する。
県単独土地改良事業 (S62~ H14)	689,510			
林道開設事業 (H2~ H14)	197,384			
森林総合整備 (H2)	368			
林道災害復旧事業 (H2)	743			
間伐促進強化対策事業 (H2)	315			
東予産業創造センター建設事業	145,207			
老人保健福祉施設建設事業 (H9)	253,136			
計	1,303,077		0	

(単位 :千円)

新居浜市		別子山村		調整方針
(地方債 平成13年度末現在高)				
普通債	40,393,601		1,021,562	別子山村の負債は新居浜市に引き継ぐものとする。
災害復旧費	176,127			現行のまま存続する。
減税補填債	3,591,476			
臨時税収補填債	792,550			別子山村の負債は新居浜市に引き継ぐものとする。
臨時財政対策債	548,200		29,600	
特定資金公共投資事業債	567,333			現行のまま存続する。
貯木場事業債	109,434			
渡海船事業債	45,719			
住宅新築資金等貸付事業債	540,836		1,710	別子山村の負債は新居浜市に引き継ぐものとする。
公共下水道事業債	38,928,056			現行のまま存続する。
公共下水道事業債(特定資金公共投資事業債)	50,000			
公共用地事業債	1,285,418			
計	87,028,750		1,052,872	

基金の調整方針

平成 13年度末見込み予算ベース 単位 :千円

新居浜市		別子山村		調整方針
名称	金額	名称	金額	
国際交流基金	51,937			別子山村の基金は、財産として新居浜市に引き継ぎついで後調整する。
生活文化まちづくり基金	31,724			
財政調整基金	3,408,785	財政調整基金	190,812	
減債基金	1,149,646	減債基金	3,434	
土地開発基金	2,015,075	土地開発基金	58,544	
公共施設整備基金	100,000			
奨学資金貸付基金	91,635			
入学準備金貸付基金	2,190			
特別奨学基金	33,233			
青野記念奨学基金	82,653			
		奨学基金	6,328	
寺尾音楽教育振興基金	10,000			
工藤交通災害遺児就学基金	10,408			
市立図書館図書交流整備基金	69,364			
文化振興基金	1,709,249			
体育施設建設基金	564,564			
国民健康保険財政調整基金	301,707	国民健康保険財政調整基金	1,089	
介護給付費準備基金	218,464	介護保険財政調整基金	1,452	
地域福祉基金	442,722			
		福祉基金	100,000	
浮川健康づくり基金	50,144			
平尾墓園管理基金	107,770			
交通災害共済基金	21,490			
ふるさと・水と土保全対策基金	10,335	ふるさと・水と土保全対策基金	10,000	
		筏津地域開発基金	161,323	
		別子観光開発基金	424,849	
合 計	10,483,095		957,831	

参考資料3 協議第3及び4号関係（一般職の職員及び特別職の職員）

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
特別職の職員	常勤の職員 市長、助役、収入役、監査委員、教育長（一般職）	常勤の職員 村長、助役、教育長（一般職）		別子山村の常勤の特別職の職員（村長、助役及び教育長）の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定めるものとする。
服務	新居浜市職員の服務等に関する規程	服務規程		合併時に新居浜市の制度に統一する。
職員団体の登録に関する条例	あり	なし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
職員勸奨退職	新居浜市職員の勸奨退職に関する 要綱	なし 退職手当組合に制度あり	退職手当組合を脱退	合併時に新居浜市の制度を適用する。 別子山村は、合併の前日をもって当該組合から脱退する。
特別職の給料	市長 1,021,000円 助役 833,000円 収入役 735,000円 監査委員 472,000円 固定資産評価員 324,000円 教育長 702,000円	村長 703,000円 助役 592,000円 教育長 487,000円 期末手当 職員と同じ 役職加算割合	給料が異なる。	
職員の給与	給料 行政職給料表 10級制 835人 技能労務職給料表 6級制 48人 企業職給料表 10級制 47人 教育職給料表 4級制 4人 計 934人	給料 行政職給料表 7級制 17人 単労職給料表 1級制 2人 計 19人	給料表が異なる。	別子山村の一般職の職員の給与、任用、配置については、新居浜市の職員と均衡を失しないように公正に取り扱う。
	給料等の支給日 給料 毎月15日 期末勤勉手当 6月30日 期末勤勉手当 12月10日 期末手当 3月15日	給料等の支給日 給料 毎月21日 期末勤勉手当 6月30日 期末勤勉手当 12月10日 期末手当 3月15日	毎月の給料の支給日が異なる。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
	行政職給料表 初任給 大学卒 174,400円 短大卒 151,800円 高校卒 141,900円	行政職給料表 初任給 大学卒 174,400円 短大卒 151,800円 高校卒 141,900円	同一	

参考資料3 協議第3及び4号関係（一般職の職員及び特別職の職員）

行政制度等の調整方針調査表

項目	現況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
職員の給与	行政職給料表級別職務分類表 1級：主事、2級：主事、3級：主事、4級：主任、5級：主任、6級：主査・係長、7級：副課長、8級：主幹・技幹・課長、9級：次長、10級：部長	行政職給料表級別職務分類表 1級：主事補、2級：主事、3級：主任、4級：係長、5級：係長、6級：課長・課長補佐、7級：課長教育職はなし	職務分類に違いがある	合併時に新居浜市の制度に統一する。
	管理職手当 副課長・主幹 10/100 課長 11/100 次長 11.5/100 部長 12/100	管理職手当 課長 9/100 課長補佐 6/100	対象者、手当額に違いがある。	合併時に新居浜市の制度に統一する。
	扶養手当 国と同じ	扶養手当 国と同じ	同一	
	住居手当 持家 3,500円 借家 国と同じ	住居手当なし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
	通勤手当 0.5km～2km 800円 2km～5km 2,500円 5km以上は国と同じ	通勤手当 5km未満 2,000円 5～10km 4,100円 10～15km 6,500円 15～20km 8,900円 20～25km 11,300円 25～30km 13,700円 30～35km 16,100円 35～40km 18,500円 40km以上 20,900円	通勤手当が異なる	合併時に新居浜市の制度に統一する。
	特殊勤務手当あり	特殊勤務手当なし		合併時に新居浜市の制度を適用する。
	時間外勤務手当 給料月額 × 12 / (40時間 × 52週 - (祝日年末年始))	国と同じ		合併時に新居浜市の制度に統一する。
	管理職員特別勤務手当 部長 12,000円 次長 10,000円 課長 8,000円 主幹・副課長 6,000円	管理職員特別勤務手当 課長相当職 10,000円 課長補佐相当職 7,000円		合併時に新居浜市の制度に統一する。
	期末手当 6月 1.45月 12月 1.60月 3月 0.50月 計 3.55月	期末手当 6月 1.45月 12月 1.60月 3月 0.50月 計 3.55月	同一	

参考資料3 協議第3及び4号関係（一般職の職員及び特別職の職員）

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
職員の給与	勤勉手当 6月 0.60月 12月 0.55月 計 1.15月 期末勤勉手当（役職段階別加算割合） 10級：20%、9級・8級：15%、7級・6級：10%、5級・4級：5%	勤勉手当 6月 0.60月 12月 0.55月 計 1.15月 期末勤勉手当（役職段階別加算割合） 7級・6級：10%、5級・4級：5%	同一	
公務災害補償	地方公務員災害補償基金に加入	地方公務員災害補償基金に加入	同一	
児童手当	支給日 6月、10月、2月の15日 口座振込又は現金支給	支給日 6月、10月、2月の1日 現金支給	支給方法が異なる	合併時に新居浜市の制度に統一する。
退職手当	新居浜市職員の退職手当に関する条例に基づき支給	愛媛県市町村退職手当組合加入	組合加入が異なる 退職手当組合を脱退	合併時に新居浜市の制度に統一する。 別子山村は、合併の前日をもって当該組合から脱退する。
非常勤職員 臨時職員	社会保険事務所への社会保険、厚生年金保険加入等の届出 539名(13.6現在)	社会保険事務所への社会保険、厚生年金保険加入の届出 6名(13.6現在)	同一	
研修	「新居浜市職員研修規程」あり 研修推進会議設置	規程等なし 愛媛県町村会、愛媛県研修所主催の研修に参加		合併時に新居浜市の制度に統一する。
被服	新居浜市職員被服貸与等に関する規程に基づき被服等を貸与	職員の被服等貸与に関する規程に基づき被服等を貸与		合併時に新居浜市の制度を適用する。
福利厚生	新居浜市職員互助会の運営 1. 慶弔（結婚祝金、出産祝金、入学祝金、銀婚祝金、病気見舞金、退職見舞金、弔慰金、災害見舞金、退会餞別金） 2. 貸付事業（住宅資金、教育資金、葬祭資金、家族療養資金、結婚資金、災害復旧資金、生活資金） 3. 福祉事業（共済宿泊施設利用助成、民間駐車場利用助成、クラブ活動に関する助成、保健体育・教養又は親睦目的とした行事に対する助成） 対象：正規職員のみ 本人掛金：毎月給料の5/1000 市補助金：毎年給料の8/1000	別子山村職員会の運営 1 慶弔（結婚祝金、出産祝金、弔慰金、入院見舞金、退職餞別金） 2 親睦を目的とした事業 対象：常勤職員 月会費：1,000円/1人 村補助金：250,000円	事業内容及び掛け金、補助金の額が異なる。	合併時に調整、新居浜市の制度を適用する。

参考資料3 協議第3及び4号関係（一般職の職員及び特別職の職員）

行政制度等の調整方針調査表

項目	現 況		課題	調整方針
	新居浜市	別子山村		
福利厚生及び健康管理	特別健康診断 年3回 定期健康診断 年7回 新規採用予定者健康診断 年1回 短期人間ドック 通年 潜水業務従事者健康診断 年1回 各がん検診（胃・子宮・大腸・肺） 結核レントゲン検診 産業医健康相談 年9回 保健婦健康相談 随時 健康教育 年3回 B型肝炎予防接種（消防・ケースワーカー・ゴミ処理業務従事者・保健婦・看護婦・寮母等） 破傷風予防接種（ゴミ処理業務従事者・下水処理業務従事者等）	健康診断年1回実施	健康診断以外は新居浜市のみ実施	合併時に新居浜市の制度に統一する。
安全衛生	新居浜市安全衛生委員会 年12回 新居浜市禁煙対策推進委員会 不定期 産業医委嘱	衛生管理者のみ設置		合併時に新居浜市の制度に統一する。

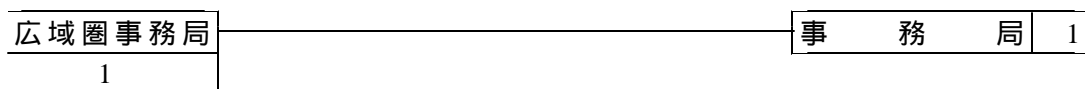
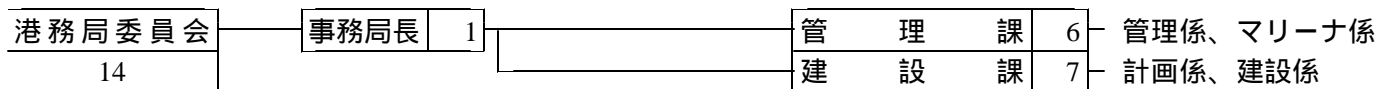
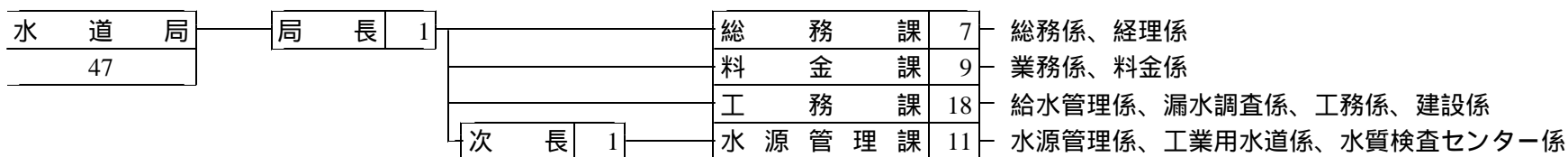
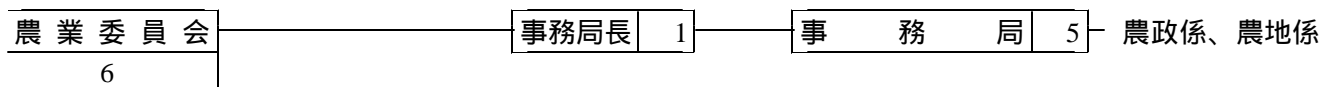
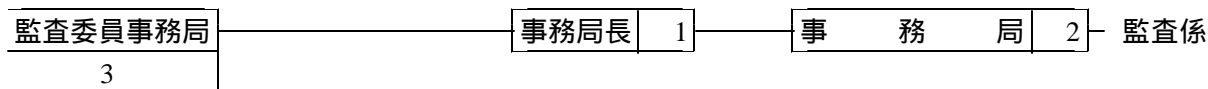
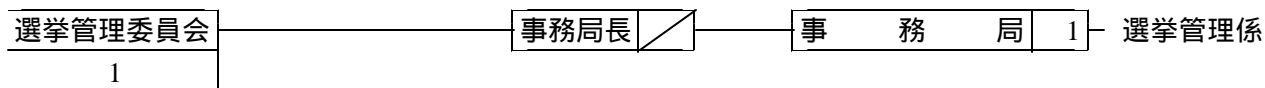
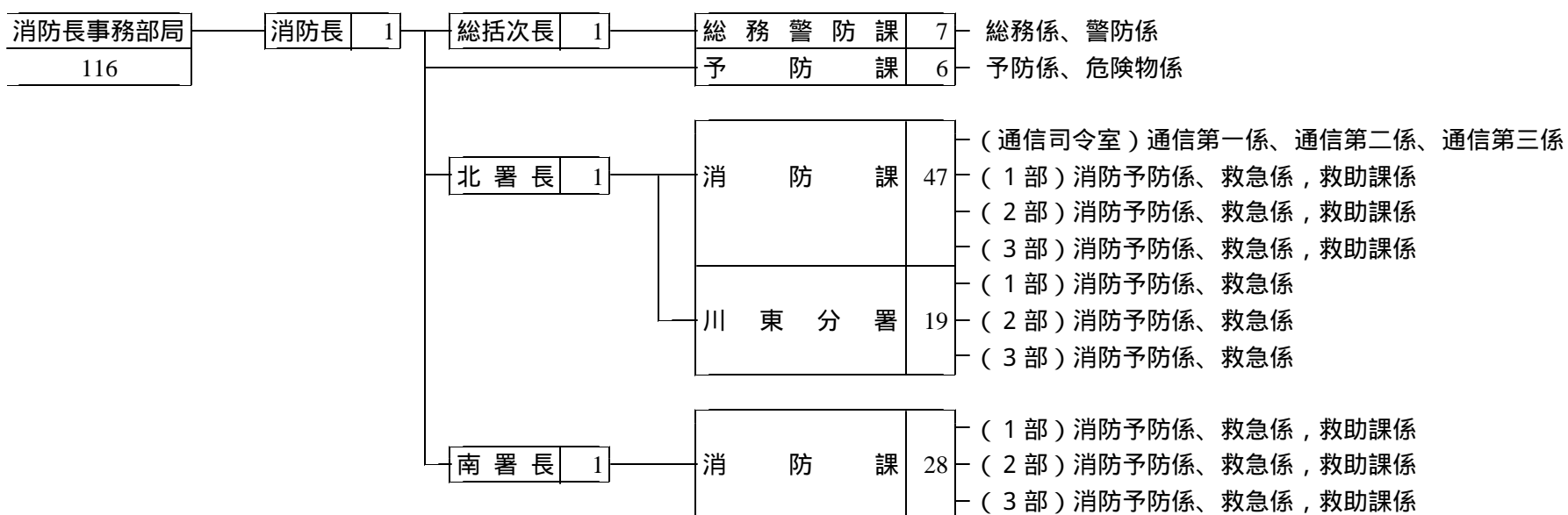
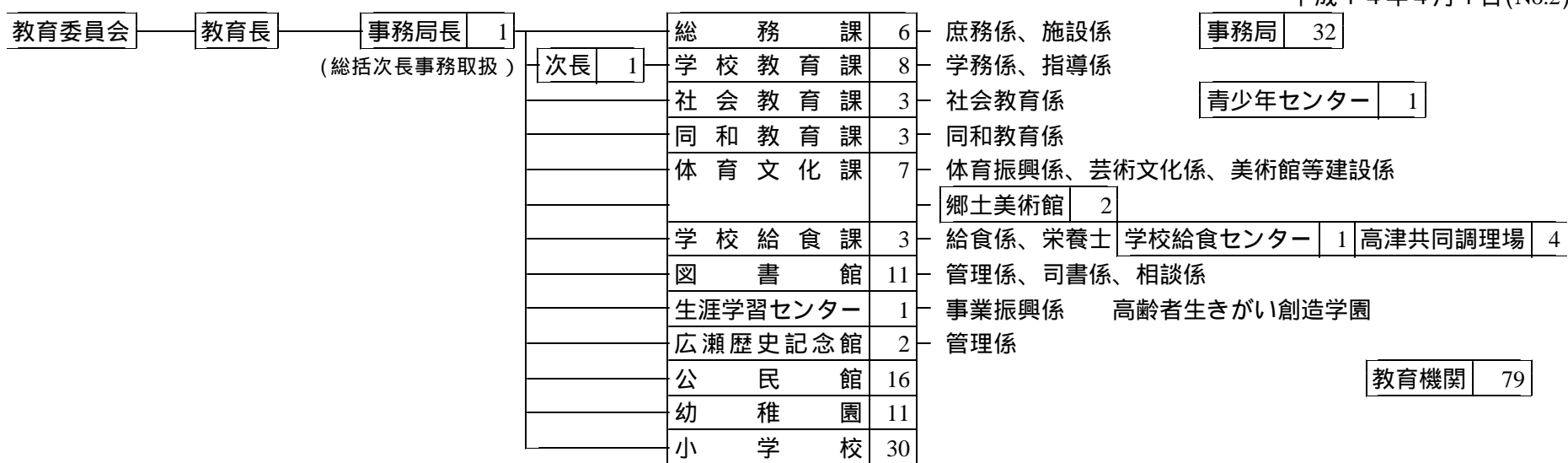
新居浜市行政組織一覽表

平成 14 年 4 月 1 日 (No.1)

議 会 10	事務局長 1	庶務課 4 議事課 5	庶務係 議事係、調査係	
市 長 620	助 役	企画調整部 66	企画調整課 10 秘書課 4 文書課 6 人事課 19 行政管理課 15 生涯学習課 9	企画係、調整係、工事検査係 秘書係 文書係、統計係 人事給与係、研修厚生係 行政管理係、電算係、情報化推進係 生涯学習係、地域交流係、広報係
		次長 1 (国土交通省出向)		
		総括次長 1		
		財務部 90	財政課 7 契約課 5 管財課 18 市民税課 15 資産税課 25 収税課 18	財政第一係、財政第二係 物品契約係、工事契約係 財産係、財産整理係、住宅管理係、車両係 税制係、市民税係、諸税係 土地係、家屋係、償却資産係 納税管理係、収税係
		総括次長 1		
		保健福祉部 204	福祉課 21 介護福祉課 18 慈光園 5 児童福祉課 10 健康推進課 18 東新学園 11 くすのき園 19 人権擁護課 3	庶務係、保護係、障害福祉係 介護総務係、介護保険料係、介護認定係、高齢福祉係 管理係 保育係、母子児童係 保育園 95 清光寮 1 健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係 管理係、指導第一係、指導第二係 管理係、指導第一係、指導第二係 人権養護係 瀬戸会館 1
		総括次長 1		
		市民環境部 103 (総括次長事務取扱)	国保課 20 男女共同参画課 4 市民課 26 川東支所 4 上部支所 6 環境政策課 12 生活環境課 13 清掃センター 9 衛生センター 5	賦課係、徴収係、給付係 男女共同参画係 庶務係、窓口係記録係、住居表示係、市民相談係、国民年金係 市民係 市民係 環境制作係、管理係、交通安全係 業務係、まち美化推進係、環境保全係、衛生係 管理第一係、管理第二係 最終処分場 1 管理係 斎場 1
		次長 1		
		産業振興部 36 (総括次長事務取扱)	商工観光課 17 (参事含む) 農林水産課 11 農地整備課 7	商工係、企業誘致係、労働消費係、観光物産係 工業試験場 勤労青少年ホーム 端出場温泉保養センター 東平記念館 農政係、漁政係、林政係 管理係、改良係
	都市開発部 82	総括次長 1 都市計画課 11 都市開発課 17 道路建設課 11 道路管理課 18 用地課 8 建築課 13	調査計画係、開発審査係、都市整備係、緑化係 事業係、建設係、換地係、補償係 計画係、改良係、街路係、国道推進係 管理係、維持修繕係 用地第一係、用地第二係、登記係 建築第一係、建築第二係、設備係、建築指導係、建築審査係	
	技術監 1 (国土交通省出向)			
	次長 1			
	下水道部 32 (総括次長事務取扱)	下水道総務課 9 下水道建設課 18 下水処理場 4	庶務係、業務係 計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係 管理係	
	収入役	出納室 7	会計係、審査係	

新居浜市行政組織一覽表

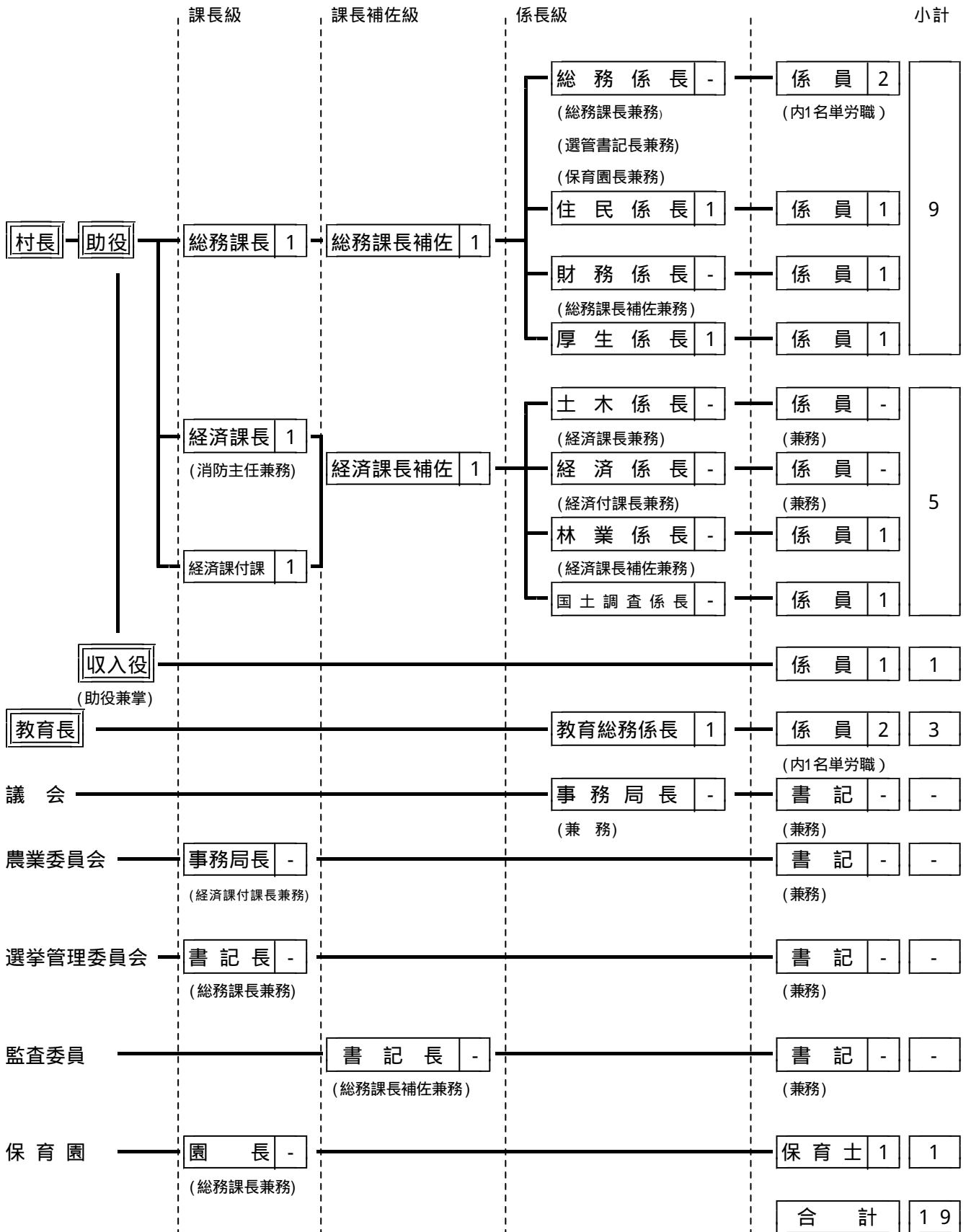
平成14年4月1日(No.2)



職員数 合計 938

別子山村行政組織図

平成 14 年 4 月 1 日



別子山村が設置している附属機関等の調整方針

別子山村	調整方針
防災会議	新居浜市に統合する。
国保運営審議会	
民生委員推薦会	
N I B 観光協議会	
社会教育委員会	
公民館運営審議会	
文化財保護審議会	
特別職報酬等審議会	
行政改革推進本部	
災害対策本部	
振興計画審議委員会	
筏津山荘運営審議会	新居浜市の附属機関として引き継ぐものとする。
ふるさと館運営審議会	

参考資料 7 協議第 7 号関係（一部事務組合等）

一部事務組合等の調整方針

新居浜市	別子山村	調整方針
愛媛県市町村職員共済組合	愛媛県市町村職員共済組合	別子山村は、合併の前日をもって当該組合から脱退する。
愛媛県市町村職員互助会	愛媛県市町村職員互助会	
新居浜・西条広域圏事務組合	宇摩広域市町村圏組合	
	愛媛県市町村職員退職手当組合	
全国市長会	全国町村会	
愛媛県市長会	愛媛県町村会	
	愛媛県町村議会議員公務災害補償組合	
	愛媛県町村交通災害共済組合	
愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合	愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合	
愛媛県国民健康保険団体連合会	愛媛県国民健康保険団体連合会	